

# 毎月10日は飼養衛生管理基準の遵守状況を自ら点検しましょう！

- ◆口蹄疫、鳥インフルエンザが周辺諸国で依然、発生しています。
- ◆飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法の規定により、家畜・家きんの伝染性疾病の発生を予防するために所有者自らが遵守すべき基準です。
- ◆毎月10日は必ず点検しましょう。



- 1 家畜防疫に関する最新情報を把握していますか？
- 2 生産現場において衛生管理区域を設定していますか？
- 3 衛生管理区域へ病原体を持ち込まない対策を確実に講じていますか？
- 4 衛生管理区域は常に衛生的な状態を確保していますか？
- 5 野生鳥獣がもたらす病原体の感染防止のため、侵入防止対策を確実に講じていますか？
- 6 飼養する家畜・家きんは毎日健康観察を行い、異状が認められた場合には速やかに通報しましょう。
- 7 万一、家畜伝染病が発生した際に必要となる埋却地等の準備を進めてください
- 8 日々の飼養衛生管理に関する記録を取り、その記録は保管しておいてください

